チョイとソコまで、 ごいっしょに ひまわり

※必ずお読みください

1. サービス内容およびご利用条件

チョイソコひまわり(以下「本サービス」)はチョイソコ ひまわり会員規約(以下「本規約」)に基づき会員となった 方(以下「会員」)を対象とし、限定地域内・限定目的地に おいて、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動 することを支援するサービスです。本サービスの利用の 条件は、本規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員 登録申込書もしくはインターネット会員申し込みに必要 事項を記入し、本規約に同意し、南九州市地域公共交通 協議会(以下「本協議会」)が会員と認めた方と、本協議会 との間で適用されます。

3. 会員条件

次の(1)(2)(3)の条件の全てを満たす方のみ会員申込できる ものとします。

- (1)南九州市に居住し又は南九州市を訪問する方
- ※18歳未満の方の会員登録には保護者の同意が必要 となります。
- (2)ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、 コールセンターへの連絡ができる方
- (3)ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、 停留所への移動および車両への乗降ができる方 (ただし、車いす等の積載はできません。)

4. 利用開始

本サービスは、次に掲げる申込方法に応じ利用が開始され ます。

申込方法

1)書面による会員登録申込書の送付若しくは本協議会事務局への提出 (2)インターネットによる申込フォームへの登録

利用の開始

(1)郵送若しくは本協議会事務局窓口により会員証を受け取った後 (2)メールにより利用者番号を受信した後

5. 運賃

運賃は、次に掲げる金額です。会員は、乗車時に、本協議会 が委託した旅客自動車運送事業者(以下、「運送事業者」 という。)に対し、現金及び利用可能な決済方法にて運賃 を支払うものとします。ただし、令和7年10月1日から令和7 年12月26日の第1期実証運行期間はシステム検証と周知 を目的とし、運賃は無償とします。

区分	金額
高校生以上(16歳以上)	300円
小・中学生	100円
k就学児・障がい者(障がい者手帳の提示が必要)	
65歳以上の運転免許自主返納者(警察署発行の証明書の提示が必要)	無料

6. 停留所・運行地域・ルート等

停留所は、住宅地停留所、公共施設停留所、事業所停留所 とします。停留所以外での乗降はできません。 (詳細の停留所については別に表示。)

運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等 により、旅客自動車運送事業者が適宜決めるものとします。

7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は次のとおりとします。ただし、 天候条件や災害など安全な運行に支障がある場合、または 旅客自動車運送事業者の判断、その他本協議会の判断に より、変更または運休する場合があります。その際はコール センターより該当する会員に連絡します。

※次の表中の3地域をまたいだ運行はできません。

(1)運行日時

知覧地域	知覧地域 川辺地域					
月・水・金	月・水・金	月・火・木				
運行時間 全地域 9:00-16:30						
※1 土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)運休 ※2 休憩時間のため1時間運休あり						

(2)乗車希望受付日時

	コールセンターへの電話乗車申し込み
巫从口吐	月~金曜日 8:30-16:00
受付日時	ただし、祝日および年末年始(12/29~1/3)を除く
受付期間	利用希望日の2週間前から利用希望日の1時間前まで受付

l						
	イン	ターネットに	よ	る乗車申	し込み	
受付日時		年中無	休	24時間		
受付期間	利用希望的	3の2週間前から	利用	開発望日の	1時間前ま	で受け

(3)乗車申し込み取消の際の対応

不可抗力の発生により乗車申し込みを取り消すことがあり ます。その場合は、コールセンターより、乗車申し込み者(登 録済電話番号) にその旨を連絡します。

8. 乗車希望方法及び注意事項

- (1)本サービスの利用にはコールセンター又はインターネット による乗車申し込みが必要です。当該乗車申し込み以外 による利用はできません。
- (2)保護者が同伴する場合を除き、小学生の利用時には 保護者による乗車申し込みが必要です。
- (3)トランクに収まる場合に限り、手押し車、ベビーカーの 持込は可能です。これらの持込を希望される場合は、 電話乗車申し込み時にその旨をお伝えください。
- (4)ベビーシート、チャイルドシート及びジュニアシートの 設置はできません。

9. 変更・キャンセル

乗車日時の変更又はキャンセルを希望する場合、コール センター又はインターネットで速やかに手続きを行って ください。(変更について必ずできるとは限りません。)

10. 到着時間

- (1)乗合の状況や交通事情等により、停留所への到着時刻が 前後する可能性があります。
- (2)乗車申し込み時間の5分前には停留所にお越しください。 (3)乗車申し込み時の出発・到着の時間は目安であり、確約 するものではありません。大幅な遅延か予想される場合、 コールセンターから乗車申し込み者(登録済電話番号)に その旨を運絡しますので、利用時は携帯雷話を持参して

11. 会員の遅延

ください。

ご希望された乗車時時間・場所にお越しにならない場合、 次の乗車申し込みの方をお迎えに出発します。

12. 乗車の拒否

他の旅客の迷惑となるおそれがある場合、旅客自動車運送 事業運輪規則(運輪省令第44号)第13条の規定により、会員 の乗車を拒否することがあります。

13. 会員資格の取消し

次のいずれかに該当する場合、会員資格を取り消すことが あります。

- (1)会員登録に記載された情報が虚偽の内容であった場合
- (2)第11条および第12条規定により、複数回、乗車申し込み の取消および乗車の拒否があった場合
- (3)第18条(反社会的勢力の排除)の誓約に違反した場合

(4)前号に掲げる事項のほか、本サービスを提供し難い 事由がある場合

14. 同乗者の取扱い

同乗者(第1条に規定する会員登録を受けていない方を いう。以下同じ。)の取扱いは、次の各号に掲げるとおりです。

- (1)会員と同一停留所で乗降車する場合に隈り、同乗者の 利用が可能です。
- (2)会員が同乗者の利用を希望する場合、電話乗車申し込み の際に同乗者の人数及び氏名を申し出ください。なお、 インターネット乗車申し込みの場合は、乗者人数を入力 してください。
- (3)前号に規定する申し出若しくは入力がない場合、又は 会員の乗車に支障が生じる場合は、同乗者の利用を お断りする場合があります。
- (4)本規約の規定は、同乗者に準用するものとします。

15. 運送契約の成立および適用

- (1)会員の乗降及び運送(運送の引受け、旅客の生命又は 身体を害した場合の責任をいう。)は、運送事業者と会員 との間で適用される運送契約(旅客自動車運送事業標準 運送約款等) によります。
- (2)運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に 成立するものとします。本協議会は、運送契約の成立を 約する立場になく、運送契約の不成立について責任を 負わないものとします。

16. 本協議会の免責

次の各号に掲げる場合、本協議会は会員に対する損害 賠償責任を負わないものとします。ただし、本協議会に故意 又は重大な過失かある場合は、この限りてはありません。

- (1)本サービスに係る車両、乗降及び運送により生じた 一切の損害、損失、事故、紛争
- (2)通信不具合によるシステム障害により生じた一切の損害、 損失、事故、紛争
- (3)コールセンター及び会員間における紛争
- (4)会貝による車両及び停留所への忘れ物
- (5)本規約第7条(運行・乗車希望受付日時および運休)、 第10条(到着時間)、第11条(会員の遅延)、第12条(乗車 の拒否)、第13条(会員資格の取消し)、第14条(同乗者 の取扱い)、第21条(コールセンターの稼働中断・停止)、 第22条(本サービスの停止・終了)に定める事由が生じた 場合、第24条(準拠法および裁判管轄)に定める事由が 生じた場合
- (6)会員の故意又は過失により生じた紛争
- (7)本協議会の責に帰すことができない事由による場合

17. 会員の責任

次のいずれかが守られず、会員の故意又は過失により 本協議会が損害を受けた場合、当該会員に対し、損害賠償 を求めることがあります。

(1)会員は、本協議会が提供する公共サービスを享受するに あたり、善良な利用者であることを誓わなければなりま せん。

- (2)会員証は、会員本人のみが利用することができます。他人 に譲渡又は貸与することはできません。
- (3)会員は、本サービスを受けるとき、運送事業者及びコール センターの指示又は注意に従うものとします。
- (4)会員は、本協議会又は第三者に不利益又は損害を与える、 又はその恐れがある行為を行ってはいけません。
- (5)前号に掲げる事項のほか、本協議会が不適切と判断する 行為を行ってはいけません。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、反社会的勢力(暴力団員又はこれに準する者、 暴力・咸力・脅迫的言辞・詐欺的手法を届いて威圧し、業務 妨害し、もしくは不当要求をする者をいう。) でないこと を誓約するものとします。

19. 調査の実施および個人情報の取り扱い

- (1)本協議会又は運行車両提供者(以下「本協議会等」という。) は、本サービスの品質向上を図ることを目的に、会員及び 同乗者に対し、アンケート、撮影その他必要な調査を実施 することがあります。この場合において、本協議会等は、個人 情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報等の適正 な管理のために必要な措置を講じるものとします。
- (2)会員の安全確保のため、緊急でやむを得ない場合、又は 会員が携帯電話を使用できず、コールセンターから連絡 をとる必要かある場合は、本サービスに係る停留所の 管理者と会員の個人情報を共有することがあります。

20. 申込内容の変更・退会

会員は、会負登録申込書に記載された内容に変更(退会 を含む。) がある場合、書面、インターネット又はコールセ ンターへの電話にて手続きを行うものとします。

21. コールセンターの稼働中断・停止

システムのメンテナンスのため、コールセンターの稼働を 中断又は停止する場合があります。

22. 本サービスの停止・終了

本サービスの運営を停止又は終了する場合、運行車両内 又は南九州市ウェブサイトに掲示する方法等により周知 します。

23. 規約の変更

本協議会は本規約の変更内容および変更日を、本サービス にかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で 会員に周知することにより、または変更時に有効な民法の 規定に従い、本規約を変更することができるものとします。 この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるもの とします。

24. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。 本サービスおよび本規約に関する一切の紛争は、鹿児島 地方裁判所または、知覧簡易裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所とします。

以上

規約制定:2025年8月1日

TEL: 0993-83-2511

<本規約のお問合せ>

※2026年9月末より新庁舎へ移転となります。

南九州市地域公共交通協議会事務局(南九州市役所企画課内)